

沖縄県農林水産部流通・加工推進課制作物使用取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、県以外の者が沖縄県農林水産部流通・加工推進課（以下「流通・加工推進課」という。）の制作した制作物を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第 2 条 流通・加工推進課の制作物を使用しようとする者は、あらかじめ制作物使用等許諾申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付して、流通・加工推進課長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第 3 条 流通・加工推進課長は、前条の要領による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、制作物の使用を承認するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的とするとき。（ただし、県産農林水産物の販売促進につながるイベント等、農産振興に効果があると認められ、かつ公益的な内容である場合は除く。）
- (2) 制作物そのものを商品として販売する場合。
- (3) 県のイメージを傷つけられる恐れがあるとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反するとき。
- (5) その他流通・加工推進課長が制作物の使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第 4 条 原則として、使用料は無料とする。ただし、著作権等使用許諾手続きにおいて著作権使用料等が必要となった場合は、申請者と権利者の間で、その取り決めを行うものとする。

(使用承認の取消し)

第 5 条 流通・加工推進課長は、制作物の使用がこの要領及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(使用結果報告)

第 6 条 使用承認を受けた者は、制作物使用結果報告書（様式任意）を速やかに流通・加工推進課長に提出しなければならない。

(補足)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、双方協議の上、流通・加工推進課長が決定するものとする。

附 則

1. この要領は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。
2. この要領は、平成 26 年 4 月 17 日から施行する。